

NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク無料職業紹介事業

事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県内の医療機関に就職を希望する医師等（以下「求職者」という。）の受け入れを促進し、地域医療提供体制の確保を図るため、特定非営利活動法人千葉医師研修支援ネットワーク定款第5条第7号に基づき実施する無料職業紹介事業に関して、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の3の規定に基づくもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5において規定する病院および診療所をいう。
- (2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第1項の規定による登録を受けた者（同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては同条第2項の規定による登録を受けた者に限り、同法第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている者を含む。）をいう。
- (3) Eメール インターネット上の電子メールシステムをいう。
- (4) インターネット 個々のコンピュータ通信ネットワークを相互に接続して世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにしたネットワークの集合体をいう。
- (5) NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク 特定非営利活動法人千葉医師研修支援ネットワークの通称をいう。

(業務内容)

第3条 NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク医師就職支援センター（以下「センター」という。）は、県内に所在する医療機関（美容に関する医療を主たる目的とする医療機関を除く。）のうち第4条第1号の求人票を提出した医療機関（以下「医療機関」という。）および求職者を対象として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 求人者の求人の申込みの受理
- (2) 求職者の求職の申込みの受理
- (3) 求職者に対する求人情報の提供および求人者の紹介
- (4) 求職者に対する職業相談
- (5) その他必要な業務

2 業務の運用方法については、第4条から第7条に定めるもののほか、業務の運営に関する規定（別紙1）によるものとする。

(求人)

第4条 求人者の申込みおよびその受理は、次の方法により実施する。

- (1) 求人者の申込みは、原則として求人者またはその代理人が、求人票（様式第1号）に必要な事項を記入および押印し、郵送または直接来所して申込みものとする。
ただし、Eメールによる申込みでも差支えないものとする。
- (2) 前号の求人票には、業務内容、賃金、労働時間その他雇用条件等を記載するものとする。
- (3) 求人者の申込みの受理は、原則として月曜日から金曜日（休日を除く。）までの午前8時45分から午後5時15分までとする。

- (4) 求人者の申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間その他労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であるときは、その申込みは受理しないものとする。
- (5) 第1号から第4号までの規定は、求人内容を変更するときおよび求人者の取り消しをするときについても準用する。

(求職)

第5条 求職の申込みおよびその受理は、次の方法により実施する。

- (1) 求職の申込みは、原則として求職者またはその代理人が、求職票(様式第2号)に必要な事項を記入および押印し、郵送または直接来所して申込みものとする。
ただし、Eメール、電話、またはファクシミリによる申込みでも差支えないものとする。
- (2) 前号の求職票には、勤務形態、診療科、その他希望する就職条件等を記載するものとする。
- (3) 第1号の求職の申込みの受理については、前条第3号の規定を準用する。

(紹介等)

第6条 求職者に対する求人情報の提供および求人者の紹介は、次の方法により実施する。

- (1) 求人情報は、原則としてインターネットのホームページを通じて提供するものとする。
ただし、来所者に対しては対面により、インターネットを使用できる環境にない求職者に対しては、郵便、ファクシミリまたはEメールにより必要な情報を提供するものとする。
- (2) 求職者に対し求人者を紹介する際には、原則として紹介状(様式第3号)を発行するものとする。
ただし、インターネットのホームページを通じて提供されている求人情報により、直接求人者に職を求める場合には、求職者は「センター」に電話またはEメールで連絡することにより紹介状を省略することができる。この場合、求職者は「センター」の指示に従わなければならない。
- (3) 労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介はしないものとする。

2 求職者に対する職業相談は、次の方法により実施する。

- (1) 求職者に対する職業相談は、Eメールを主とし、他に電話、郵便、ファクシミリまたは面接により実施するものとする。
- (2) 前号の規定による職業相談を受けたときは、懇切丁寧に対応するほか、求職者の希望と能力に応じた医療機関に就職できるよう最大限の支援をするものとする。
- (3) 第1号の就職相談については、第4条第3号の規定を準用する。
- (4) 求職者から苦情、要望または意見があったときは、迅速、適切に対応するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 求人者または求職者から知り得た個人情報(個人に関する情報(氏名、住所、生年月日、メールアドレスおよび電話番号等の基本的な情報はもとより、思想、信条、信仰および趣味等に関する情報、職業、資格および学歴等に関する情報、収入および財産等に関する情報、健康状態および病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。)であって、特定の個人が識別され得るものをいう。以下同じ。)については、個人情報適正管理規定(別紙2)に基づき、漏えい、滅失および棄損の防止その他個人情報の適正な管理に努めるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、無料職業紹介事業の運用に関して必要な事項は、NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク理事長が別に定める。